

本四道路活用イベントに関する協定書

履行期間 令和 年 月 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、履行期間の終了の日までに、本四道路活用イベント実行委員会（以下「甲」という。）から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの協定を更新するものとし、その後、令和9年3月31日までの間は更新できるものとする。

上記の協定について、甲と連携事業者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

※実行委員会の実施事業については、年度単位で決定しており、来年度のイベント開催が決定しているものではありません。ついては、来年度イベントが開催されない場合において、連携事業者に損害が生じたとしても実行委員会として一切補償しません。

令和 年 月 日

甲

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県土木部道路企画課内
本四道路活用イベント実行委員会 委員長
松岡 禎典

印

乙

印

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が連携して「管理路ウォーク」を実施するとともに、乙が周遊旅行や宿泊プラン等を付加することで、兵庫県・徳島県における観光振興及び交流人口の拡大を図り、本四道路の更なる利用促進につなげることを目的とする。

(使用の基本方針)

第2条 甲及び乙は、明石海峡大橋及び大鳴門橋（以下「本管理路」という。）を使用したイベントについて、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「施設管理者」という。）の指示に従い、参加者の安全性を確保し、参加者が満足できるよう適正な運営をおこなうものとする。

(実施計画)

第3条 乙は、毎イベント等開始前に、別添『「管理路ウォーク連携事業」募集要綱』に定める企画提案書等を作成し、甲に提出しなければならない。

(本事業の実施)

第4条 乙は、本協定及び関係法令等のほか、前条で規定した企画提案書等に従って本事業を実施するものとする。

(事業報告)

第5条 乙は、本管理路を使用した毎イベント終了後、速やかに事業報告書を作成し甲に提出しなければならない。

(事業実施状況の確認)

第6条 甲は、前条により乙が作成した事業報告書に基づき、乙が行う事業の実施状況の確認ができるものとする。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、その申出に応じなければならない。

(スタッフの動員)

第7条 本事業の実施において、必要となるスタッフについては、乙が確保すること。困難な場合は、その旨記した資料を提出するとともに、甲と協議すること。

(参加料金の取扱い)

第8条 本事業の実施において、参加者が納付する参加料金は乙の収入とする。ただし、参加料金については甲と協議の上決定すること。

(備品の取扱い)

第9条 乙は、本事業の実施において必要になる備品について、乙の負担で用意する。なお、(一財)淡路島くにうみ協会が保管している委託備品については、無償で使用する事ができる。

2 乙は、本事業の実施において、委託備品を常に良好な状態に保たなければならない。

(資材等の撤去)

第10条 乙は、本事業の実施において、イベント等が終了した際、速やかに資材等を撤去するよう努めること。

(原状回復)

- 第 11 条 乙は、本事業の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により本施設を損傷し又は滅失したときは、速やかに原状に回復しなければならない。なお、期間の満了又は取消しにより本事業が終了したときも同様とする。
- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠った場合には、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(第三者への賠償)

- 第 12 条 本事業の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(損害賠償等)

- 第 13 条 乙が本事業遂行にあたり、甲に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(損害賠償保険)

- 第 14 条 乙は、イベント日までに、損害賠償保険に加入しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(関連事業の実施)

- 第 15 条 甲及び乙は、第 1 条記載の目的を達成するために必要な事業の実施について、適宜協議を行うものとする。
- 2 前項の規定により実施することとなった事業について、甲及び乙は協力して推進するものとする。

(第三者による実施)

- 第 16 条 乙は、本業務の実施にあたり、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 前項ただし書の場合において、甲が必要と認めた場合には、乙が第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を提出させることができる。
- 3 乙が本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本事業に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

- 第 17 条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させてはならない。

(本事業の継続が困難となった場合の措置等)

第 18 条 乙は、本事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合、甲と乙は、速やかに本事業の継続の可否について協議するものとする。

(甲の催告による解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の次号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。

- (1) 第 3 条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本事業に着手しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 20 条 甲は、乙が次の次号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 第 17 条に違反して本協定から生じる権利又は本事業を第三者に譲渡若しくは承継させたとき。
- (2) 本協定の事業を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が本協定の事業の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 第 25 条又は第 26 条に違反したとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 21 条 第 19 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(重要な事情変更)

第 22 条 甲及び乙は、本協定に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

(秘密保持)

第 23 条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの
- (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知であったもの
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知となったもの

(個人情報の保護)

第 24 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年兵庫県条例第 44 号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(宗教・政治活動が主たる目的でないこと)

第 25 条 乙は、本事業を行うにあたって、宗教活動や政治活動を主たる目的としてはならない。

(暴力団等の削除)

第 26 条 甲は、第 27 条第 1 号の意見を聴いた結果、乙が各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、本協定を解除するものとする。

- (1) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

第 27 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前項の意見の聴取により得た情報を、他の協定及び契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

本四道路活用イベント実行委員会
委員長 御中

所 在 地
名 称
代表者名

弊社が、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体でないことを誓約します。

誓 約 書

令和 年 月 日

本四道路活用イベント実行委員会
委員長 御中

所 在 地
名 称
代表者名

兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号（以下「条例」という。））
を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 履行にかかる業務の一部を第三者に行なわせようとする場合にあっては、第二項に該当する者に行なわせないこと。